



発行 新潟県

第27号

平成26年4月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 616 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 617 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 618 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 619 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 620 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 621 介護保険法による介護老人保健施設の許可(高齢福祉保健課)
- 622 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 623 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 624 介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退(高齢福祉保健課)
- 625 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 626 水源地域の指定の案の縦覧(治山課)
- 627 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 628 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 629 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 630 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 631 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 632 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 633 平成25年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 634 基本測量の終了通知(監理課)
- 635 基本測量の終了通知(監理課)
- 636 公共測量の終了通知(監理課)
- 637 公共測量の終了通知(監理課)
- 638 公共測量の終了通知(監理課)
- 639 公共測量の終了通知(監理課)
- 640 公共測量の終了通知(監理課)
- 641 公共測量の終了通知(監理課)
- 642 公共測量の終了通知(監理課)
- 643 公共測量の終了通知(監理課)
- 644 公共測量の終了通知(監理課)
- 645 公共測量の終了通知(監理課)
- 646 道路の区域変更(道路管理課)
- 647 道路の供用開始(道路管理課)
- 648 道路の区域変更(道路管理課)
- 649 道路の区域変更(道路管理課)
- 650 道路の供用開始(道路管理課)
- 651 道路の区域変更(道路管理課)
- 652 道路の供用開始(道路管理課)
- 653 道路の区域変更(道路管理課)

- 654 道路の供用開始 (道路管理課)
- 655 道路の区域変更 (道路管理課)
- 656 道路の供用開始 (道路管理課)
- 657 道路の区域変更 (道路管理課)
- 658 道路の供用開始 (道路管理課)
- 659 道路の区域変更 (道路管理課)
- 660 道路の供用開始 (道路管理課)
- 661 道路の区域変更 (道路管理課)
- 662 道路の区域変更 (道路管理課)
- 663 道路の供用開始 (道路管理課)
- 664 道路の区域変更 (道路管理課)
- 665 道路の供用開始 (道路管理課)
- 666 兼用工作物の管理方法に係る協議成立 (道路管理課)

**病院局公告**

一般競争入札の実施 (病院局総務課)

**選挙管理委員会告示**

- 10 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告 (選挙管理委員会)
- 11 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告 (選挙管理委員会)

**公安委員会規則**

- 6 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

**公安委員会告示**

- 33 新潟県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更 (組織犯罪対策第二課)

**正 誤**

平成26年 3月31日付け県報号外 1 条例第11号中 (法務文書課)

**告 示**

**◎新潟県告示第616号**

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の 2 第 1 項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社アウル	十日町市稲荷町 3 丁目 5 番地 2	松代調剤薬局	十日町市松代 3620-1	居宅療養管理指導	H26. 3. 10
有限会社アウル	十日町市稲荷町 3 丁目 5 番地 2	松代調剤薬局	十日町市松代 3620-1	介護予防居宅療養管理指導	H26. 3. 10
有限会社アウル	十日町市稲荷町 3 丁目 5 番地 2	松之山薬局	十日町市松之山 1600番地	居宅療養管理指導	H26. 3. 10
有限会社アウル	十日町市稲荷町 3 丁目 5 番地 2	松之山薬局	十日町市松之山 1600番地	介護予防居宅療養管理指導	H26. 3. 10

有限会社アウル	十日町市稲荷町3丁目5番地2	清里薬局	上越市清里区荒牧207-1	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社アウル	十日町市稲荷町3丁目5番地2	清里薬局	上越市清里区荒牧207-1	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社アウル	十日町市稲荷町3丁目5番地2	昭和町調剤薬局	上越市昭和町二丁目29-32	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社アウル	十日町市稲荷町3丁目5番地2	昭和町調剤薬局	上越市昭和町二丁目29-32	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	いなり調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目5番地2	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	いなり調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目5番地2	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	いずみ調剤薬局	十日町市泉5番地	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	いずみ調剤薬局	十日町市泉5番地	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	十日町調剤薬局	十日町市山本町1丁目208-1	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社桂林	新潟市中央区南出来島2丁目6番63号	十日町調剤薬局	十日町市山本町1丁目208-1	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
一般財団法人上村病院	十日町市田中ロ468番地1	メディカルフィットネスゆあ〜ず	十日町市田中ロ468番地1	介護予防通所介護	H26.3.11
有限会社春日野	上越市春日野1-5-14	春日野調剤薬局	上越市春日野1-5-14	居宅療養管理指導	H26.3.10
有限会社春日野	上越市春日野1-5-14	春日野調剤薬局	上越市春日野1-5-14	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.10
中越クリーンサービス株式会社	新潟市中央区日の出3丁目4番15号	シルバーサポート三条店	燕市佐渡5025番地	居宅介護支援	H26.3.13
社会福祉法人平成福祉会	長岡市平1丁目3番60号	てまり訪問看護ステーション	長岡市平1丁目3番60号	訪問看護	H26.3.14

社会福祉法人平成福祉会	長岡市平1丁目3番60号	てまり訪問看護ステーション	長岡市平1丁目3番60号	介護予防訪問看護	H26.3.14
株式会社下越照明サービス	東蒲原郡阿賀町野村1232番地	ケアステーションこんぺいとう	五泉市宮町4番10号	居宅介護支援	H26.3.17
株式会社下越照明サービス	東蒲原郡阿賀町野村1232番地	ケアステーションこんぺいとう	五泉市宮町4番10号	介護予防支援	H26.3.17
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社十日町営業所	十日町市下川原町27番地	福祉用具貸与	H26.3.13
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社十日町営業所	十日町市下川原町27番地	特定福祉用具販売	H26.3.13
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社十日町営業所	十日町市下川原町27番地	介護予防福祉用具貸与	H26.3.13
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	越後交通物産株式会社十日町営業所	十日町市下川原町27番地	特定介護予防福祉用具販売	H26.3.13
有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	居宅療養管理指導	H26.4.1
有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	介護予防居宅療養管理指導	H26.4.1

## ◎新潟県告示第617号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ジャパンケア新発田	新発田市住吉町4丁目14番33号	新発田市緑町2丁目3番23号	新発田市住吉町4丁目14番33号	H26.3.1

## ◎新潟県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	るあな訪問看護ステーション	新潟県南魚沼市六日町924番地5	株式会社SKY&フィールド	平成26年4月1日

通所介護 介護予防通所介護	ゆきだるま介護センター	新潟県上越市安塚区和田 2404 番地 4	株式会社地域福祉メディカルサービス	平成 26 年 4 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	樹楽上増田	新潟県上越市頸城区上増田字東野 122 番 1	ビー・エフ・クリエイト合同会社	平成 26 年 4 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	笑いの花扇	新潟県柏崎市扇町 1 番 65 号	株式会社セガリオン	平成 26 年 4 月 1 日
介護予防通所介護	デイサービスセンター太陽の園	新潟県燕市吉田法花堂 740 番地	社会福祉法人吉田福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
通所介護	健康増進センターみさと	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙 203 番地	社会福祉法人苗場福祉会	平成 26 年 3 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームしうんじ(地域密着型)	新潟県新発田市真野原外 3331 番地 2	社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム帛の郷	新潟県五泉市本町 6 丁目 7 番 7 号	社会福祉法人中東福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームあかね園	新潟県十日町市高原田 278 番地 1	社会福祉法人十日町福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム羽衣園	新潟県村上市岩沢 1616 番地	社会福祉法人村上岩船福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム桜井の里・絆	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓 3036 番地	社会福祉法人桜井の里福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームゆのさと園(ユニット)	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1647 番地 275	社会福祉法人南魚沼福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームロングライフあいこう燕	新潟県燕市小高 1148 番地	有限会社愛光園	平成 26 年 4 月 1 日

## ◎新潟県告示第619号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援二の丸	新潟県新発田市大手町4丁目5番29号	社会福祉法人二王子会	平成26年4月1日
ケアプランどりーむ	新潟県五泉市駅前1丁目9-8	有限会社ケアサプライどりーむ	平成26年4月1日

百花園居宅介護支援事業所	新潟県南魚沼市関 852 番地	社会福祉法人石打福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
--------------	-----------------	-------------	-----------------

## ◎新潟県告示第620号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームさかえの里（ユニット型）	新潟県三条市福島新田丁 1481 番地 1	社会福祉法人さかえ福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
特別養護老人ホームみやまの里ユニット型	新潟県糸魚川市大字大野 129 番地	社会福祉法人奴奈川福祉会	平成 26 年 4 月 1 日
特別養護老人ホームゆのさと園（ユニット）	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1647 番地 275	社会福祉法人南魚沼福祉会	平成 26 年 4 月 1 日

## ◎新潟県告示第621号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
介護老人保健施設日輪館	新潟県新発田市虎丸 452 番地	医療法人社団M&Bコラボレーション	平成 26 年 4 月 1 日

## ◎新潟県告示第622号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ホームヘルプサービスまちだ園	新潟県長岡市町田町 540 番地	社会福祉法人長岡福寿会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 3 月 31 日
ホームヘルパーステーションすもとの里	新潟県五泉市論瀬 5975 番地 12	社会福祉法人ごせん福祉会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
訪問看護ステーションしうんじ	新潟県新発田市真野原外 3331 番地 2	社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 26 年 2 月 27 日	平成 26 年 3 月 31 日
指定訪問看護ステーション キャッスル高田	新潟県上越市西城町 2 丁目 8 番 30 号	医療法人高田西城会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 26 年 2 月 12 日	平成 26 年 3 月 31 日

デイサービスセンター太陽の園	新潟県燕市吉田法花堂 740 番地	社会福祉法人吉田福祉会	介護予防通所介護	平成 26 年 1 月 29 日	平成 26 年 3 月 31 日
デイホーム古城	新潟県上越市港町 2 丁目 16 番 1 号	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成 26 年 2 月 3 日	平成 26 年 3 月 31 日
株式会社生活サポーターふるまい	新潟県見附市市野坪町 38 番 5 号	株式会社生活サポーターふるまい	通所介護 介護予防通所介護	平成 26 年 2 月 27 日	平成 26 年 3 月 31 日
医療法人徳洲会 ゆきだるま介護センター	新潟県上越市安塚区和田 2404 番地 4	医療法人徳洲会	通所介護 介護予防通所介護	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 31 日
吉川デイサービスセンターうぐいすの里	新潟県上越市吉川区山直海 801 番地 5	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成 26 年 2 月 3 日	平成 26 年 3 月 31 日
健康増進センターみさと	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙 203 番地	社会福祉法人苗場福祉会	通所介護	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 2 月 28 日
特別養護老人ホームあかね園	新潟県十日町市高原田 278 番地 1	社会福祉法人十日町福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成 26 年 3 月 4 日	平成 26 年 3 月 31 日
介護付有料老人ホームロングライフあいこう燕	新潟県燕市小高 1148 番地	有限会社愛光園	介護予防特定施設入居者生活介護	平成 26 年 1 月 9 日	平成 26 年 3 月 31 日
トモエ薬局	新潟県上越市春日野 1-14-9	有限会社トモエ	福祉用具貸与	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 3 月 31 日

## ◎新潟県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
佐藤医院	新潟県村上市板屋越 692 番地	医療法人佐藤医院	平成 26 年 2 月 18 日	平成 26 年 3 月 31 日
トモエ薬局	新潟県上越市春日野 1-14-9	有限会社トモエ	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 3 月 31 日
ケアプランセンターかなでの家	新潟県阿賀野市若葉町 8-7	合同会社かなでの家	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 31 日
居宅介護支援事業所 けやきの杜	新潟県長岡市上野町 1059 番地 2	社会福祉法人 長岡三古老人福祉会	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 3 月 31 日
みどりの杜	新潟県長岡市小曾根町 928 番地	株式会社みどりの杜	平成 26 年 3 月 27 日	平成 26 年 3 月 19 日
刈羽村在宅介護支援センター	新潟県刈羽郡刈羽村 大字刈羽 1365 番地 2 刈羽村高齢者福祉複合施設きらら内	刈羽村	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日

## ◎新潟県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施

設)の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
二王子温泉病院	新潟県新発田市虎丸 452 番地	医療法人社団M&B コラボレーション	平成 26 年 2 月 20 日	平成 26 年 3 月 31 日

### ◎新潟県告示第625号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、阿賀野市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

#### 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
5月19日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀野市安田体育館
5月20日(火)		阿賀野市役所車庫棟
5月21日(水)		
5月22日(木)		
5月23日(金)		阿賀野市笹神支所車庫
5月26日から平成27年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

#### 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

### ◎新潟県告示第626号

新潟県水源地域の保全に関する条例(平成25年新潟県条例第49号)第9条第2項の規定により水源地域を指定したいので、同条第4項の規定により公告し、次のとおり当該水源地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第5項の規定により、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 水源地域の指定の案

市町村名	水源地域に含まれる土地の区域
村上市	市内の全区域
関川村	村内の全区域
粟島浦村	村内の全区域
阿賀町	町内の全区域
新潟市	次に掲げる38区域を除く市内の区域 ○旧新潟市



	<p>太郎代、島見町、新富町、太夫浜、松浜8丁目、松浜みなと、松浜町、船江町3丁目、河渡、空港西2丁目、松園2丁目、西船見町、窪田町、水道町1丁目、関屋、汐見台、浜浦町1丁目、関屋掘割町、浦山3丁目、青山、青山7丁目、上新栄町、上新栄町2丁目、上新栄町5丁目、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町中、五十嵐3の町北、内野上新町、中権寺、谷内、四ツ郷屋、赤塚</p> <p>○旧巻町 舟戸、鷲ノ木、上木島、下木島</p>
新発田市	市内の全区域
五泉市	市内の全区域
阿賀野市	市内の全区域
胎内市	市内の全区域
聖籠町	町内の全区域
長岡市	市内の全区域
三条市	市内の全区域
柏崎市	<p>次に掲げる6区域を除く市内の区域</p> <p>○旧柏崎市 大字藤井、大字茨目、大字両田尻、大字下田尻、大字上田尻</p> <p>○旧西山町 西山町五日市</p>
小千谷市	市内の全区域
加茂市	市内の全区域
見附市	市内の全区域
燕市	市内の全区域
弥彦村	<p>次に掲げる5区域を除く村内の区域</p> <p>大字井田、大字山岸、大字山崎、大字中山、大字鮎穴</p>
田上町	町内の全区域
出雲崎町	町内の全区域
刈羽村	村内の全区域
十日町市	市内の全区域
魚沼市	<p>次に掲げる1区域を除く市内の区域</p> <p>○旧小出町 原虫野</p>
南魚沼市	<p>次に掲げる4区域を除く市内の区域</p> <p>○旧六日町 奥、宇津野新田、泉新田、中川</p>
湯沢町	町内の全区域
津南町	町内の全区域
上越市	<p>次に掲げる67区域を除く市内の区域</p> <p>○合併前の上越市 大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字下荒浜、大字石橋新田、大字上吉野、大字下吉野、大字下名柄、大字上五貫野、大字下五貫野、大字小泉、大字川端、大字東中島、大字上千原、大字下真砂、大字福橋、大字福田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字上真砂、大字杉野袋、大字下百々、大字飯塚、大字米岡、大字四辻町、大字青野、国府1丁目、五智4丁目、五智6丁目、大字五智国分</p> <p>○大潟区 大潟区雁子浜、大潟区九戸浜、大潟区九戸雁子上下浜立会、大潟区内雁子新田、大潟区内雁子、大潟区潟町、大潟区四ツ屋浜、大潟区岩野古新田、大潟区长崎、大潟区土底浜、大潟区蜘蛛ヶ池、大潟区下小船津浜、大潟区上小船津浜、大潟区下小舟戸新田、大潟区洪柿浜、大潟区潟守新田、大潟区犀潟</p> <p>○頸城区</p>

	頸城区市村、頸城区下三分一、頸城区望ヶ丘、頸城区島田、頸城区舟津、頸城区森下、頸城区宮本、頸城区五十嵐、頸城区北方、頸城区下千原、頸城区千原、頸城区諏訪、頸城区百間町、頸城区上池田、頸城区上増田 ○清里区 清里区南田中、清里区菅原、清里区弥生、清里区岡野町、清里区岡嶺新田
妙高市	市内の全区域
糸魚川市	市内の全区域
佐渡市	市内の全区域

ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林に限る。

## 2 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

### (1) 場所

新潟県農林水産部治山課  
新潟県村上地域振興局農林振興部  
新潟県新潟地域振興局農林振興部  
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所  
新潟県長岡地域振興局農林振興部  
新潟県南魚沼地域振興局農林振興部  
新潟県上越地域振興局農林振興部  
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部  
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部

### (2) 期間

平成26年4月11日から平成26年4月24日まで

## 3 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

### (1) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県農林水産部治山課

### (2) 提出期限

縦覧期間満了の日まで

### (3) 注意事項

意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面に、土地所有権等を有する土地又は利害関係を有する土地の位置を示す図面を添えて行うこと。

- ア 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 水源地域の指定の案についての意見
- ウ 土地所有者等にあっては、土地所有権等を有する土地の所在
- エ 利害関係人にあっては、利害関係を有する土地の所在及び利害関係の内容

## ◎新潟県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県長岡地域振興局長

### 1 就任

監事 長岡市寺泊夏戸3565番地 竹内 正彦

就任年月日 平成26年3月29日

## ◎新潟県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県十日町地域振興局長

## 1 就任

監事 中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊793番地 富沢 壽朗  
就任年月日 平成26年4月1日

## ◎新潟県告示第629号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 就任

理事 新潟市北区嘉山1丁目5番10号 加藤 豊  
監事 新潟市北区大瀬柳3512番地 大高 重憲  
就任年月日 平成26年4月1日

## 2 退任

理事 新潟市北区灰塚39番地 山崎 孝彦  
監事 新潟市北区嘉山1丁目5番10号 加藤 豊  
退任年月日 平成26年3月31日

## ◎新潟県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営舟入川地区農業用排水施設整備(かんがい排水「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成26年4月14日から平成26年5月14日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所、上越市大潟区総合事務所及び上越市吉川区総合事務所

## 4 その他

- (1) この土地改進黨業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改進黨業計画について不服があったとしても、土地改進黨業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改進黨業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営水野下牧地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改進黨業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成26年4月14日から平成26年5月14日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市柿崎区総合事務所

## 4 その他

- (1) この土地改進黨業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
新保・北潟	長岡市	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	平成26年3月25日

◎新潟県告示第633号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画（平成26年2月12日新潟県告示134号）を次のとおり変更する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-15計画区・第06-16計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第02-19-1計画区・第02-19-2計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第14-12-1計画区及び第14-13-1計画区	平成25年4月1日から平成26年10月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区・第3計画区及び第4計画区	〃
村上市	村上市の山第35計画区・山第36計画区・山第32-2計画区・朝第28計画区・朝第28-3計画区・朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・神第30計画区・神第31計画区及び神第32計画区	平成25年5月23日から平成26年3月31日まで
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃

阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区及び第36-1計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14-1計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第41-2計画区・第50計画区・第7計画区・第8計画区・第9計画区・第S14計画区・第S10計画区及び第S11計画区	平成25年4月1日から平成26年12月26日まで
南魚沼市	南魚沼市の第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第30計画区・第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	平成25年4月1日から平成26年8月20日まで
阿賀町	阿賀町の第1計画区及び第2計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
田上町	田上町の第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11-2計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・及び第14-6計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区	〃

◎新潟県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成25年6月3日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

◎新潟県告示第635号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 平成25年 7月 1日から平成26年 3月20日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市江南区、新潟市秋葉区、長岡市、三条市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町

---

#### ◎新潟県告示第636号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(佐渡新穂銀山レベル500平面図作成)
- 2 作業期間 平成25年 6月26日から平成26年 3月20日まで
- 3 作業地域 佐渡市 上新穂地区

---

#### ◎新潟県告示第637号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(佐渡金山遺跡 1/500平面図作成)
- 2 作業期間 平成25年 6月26日から平成26年 3月20日まで
- 3 作業地域 佐渡市 相川地区

---

#### ◎新潟県告示第638号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営地すべり対策事業 松代第三(清水日影)地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成25年 7月29日から平成26年 3月 7日まで
- 3 作業地域 十日町市清水ほか 地内

---

#### ◎新潟県告示第639号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、津南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(農業基盤整備促進事業津南第2(反里口)地区確定測量)
- 2 作業期間 平成25年12月 4日から平成26年 3月17日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字秋成ほか 地内

---

#### ◎新潟県告示第640号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、津南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(農業基盤整備促進事業津南第2(鹿渡)地区確定測量)

- 2 作業期間 平成25年10月8日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字三箇ほか 地内

---

**◎新潟県告示第641号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害関連区画整備事業 吉里地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月30日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 南魚沼市 吉里 地内

---

**◎新潟県告示第642号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和南部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月16日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 三和区 田ほか 地内

---

**◎新潟県告示第643号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和中部第2地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月22日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 三和区 大ほか 地内

---

**◎新潟県告示第644号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 湯川内地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月15日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市 湯川内ほか 地内

---

**◎新潟県告示第645号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 上根知地区「山寺換地区」確定測量）
- 2 作業期間 平成25年9月30日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市 山寺ほか 地内

---

**◎新潟県告示第646号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課

---

において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市北入蔵一丁目408番1から	新	9.2～37.0メートル	724.6メートル
同市西大崎一丁目1819番1まで	旧	7.0～37.0メートル	725.9メートル

#### ◎新潟県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間  
三条市北入蔵一丁目408番1から同市西大崎一丁目1819番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

#### ◎新潟県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 燕地藏堂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
燕市笈ヶ島字笈掛石 733 番 1 から	新	8.0～9.8メートル	42.0メートル
同市笈ヶ島字笈掛石733番1まで	旧	9.4～9.8メートル	42.0メートル

#### ◎新潟県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天神林上条線
- 3 道路の区域



区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字下条字馬越甲 1646 番 2 から	新	8.2～20.8メートル	335.8メートル
同市大字下条字中谷地甲2122番まで	旧	5.2～13.6メートル	335.5メートル

## ◎新潟県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 天神林上条線
- 2 供用開始の区間  
加茂市大字下条字馬越甲1646番2から同市大字下条字中谷地甲2122番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

## ◎新潟県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月池松代線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市浦田字西沢 8020 番 3 から	新	8.0～16.6メートル	115.3メートル
同市浦田字西沢8025番まで	旧	6.5～10.2メートル	116.0メートル

## ◎新潟県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 月池松代線
- 2 供用開始の区間  
十日町市浦田字西沢8020番3から同市浦田字西沢8025番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

## ◎新潟県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椎谷礼拝停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市西山町鎌田字坂ノ下282番2から	新	9.4～35.5メートル	535.9メートル
同市西山町鎌田字西ヶ崎480番1まで	旧	8.5～35.5メートル	533.3メートル

## ◎新潟県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 椎谷礼拝停車場線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市西山町鎌田字坂ノ下282番2から同市西山町鎌田字西ヶ崎480番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

## ◎新潟県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市秋津字境 108 番 2 から	新	8.8～32.2メートル	272.0メートル
同市秋津字古川263番2まで	旧	9.8～28.4メートル	273.7メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市秋津字境 108 番 2 から	新	8.8～32.2メートル	272.0メートル

同市秋津字古川263番2まで	旧	9.8～28.4メートル	273.7メートル
----------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用  
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間 佐渡市秋津字境108番2から同市秋津字古川263番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

◎新潟県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市浦川字中山509番7から 同市平松字小釜ノ平251番1まで	新	20.8～88.8メートル	768.4メートル
	旧	5.0～37.0メートル	762.3メートル

◎新潟県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間 佐渡市浦川字中山509番7から同市平松字小釜ノ平251番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

◎新潟県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市高千2940番1から	新	4.5～85.2メートル	639.9メートル
同市高千2940番1まで	旧	4.5～54.6メートル	640.4メートル

#### ◎新潟県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市高千2940番1から同市高千2940番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

#### ◎新潟県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市真野字真野川663番1から	新	7.0～17.0メートル	111.1メートル
同市真野字真野川626番1まで	旧	(A)7.0～17.0メートル	111.1メートル
		(B)9.6～20.3メートル	131.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市小倉字岩戸丙 1276 番 1 から	新	10.5～31.0メートル	202.2メートル
同市小倉字三月田丙 342 番 1 まで	旧	6.0～23.0メートル	205.6メートル

## ◎新潟県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市小倉字岩戸丙1276番1から同市小倉字三月田丙342番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

## ◎新潟県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿仏坊新町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市国分寺字下野 79 番 1 から	新	9.2～46.3メートル	841.0メートル
同市竹田字原田837番1まで	旧	4.3～18.8メートル	824.5メートル

## ◎新潟県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 阿仏坊新町線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市国分寺字下野79番1から同市竹田字原田837番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月11日

## ◎新潟県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
一般国道 289号
- 2 道路の位置  
三条市大字下坂井381番2から同市三竹二丁目1917番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 水路管理者 三条土地改良区理事長  
所在 三条市中新30番60号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間  
平成25年2月25日から当該施設の存続する日まで

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年4月11日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
リサイクルトナー 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成26年5月1日から平成27年3月31日までの間で、発注の都度指定する日
  - (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
  - (5) 入札方法  
入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登録されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年4月18日(金) 午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年4月23日(水) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年4月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
須原第1体育館	魚沼市須原4407番地 1	体育室	660.00	平成26年3月25日

## 2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
小出郷福祉センター	魚沼市井口新田 267 番地	ホール (旧講堂 (ホール))	336.00	平成 26 年 3 月 25 日
湯之谷トレーニングセンター	魚沼市下折立 198 番地 1	体育館 (旧体育室)	680.00	平成 26 年 3 月 25 日
湯之谷交流センターユピオ	魚沼市大湯温泉 182 番地 1	アリーナ (旧体育館)	893.00	平成 26 年 3 月 25 日
広神コミュニティセンター	魚沼市今泉 1507 番地 1	講堂 (旧 3 階大ホール)	195.00	平成 26 年 3 月 25 日
福山体育館	魚沼市福山新田 756 番地	体育室 (旧屋内運動場)	474.00	平成 26 年 3 月 25 日

## 3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
小出老人福祉センター	魚沼市原虫野 295 番地 5	運動指導室	174.00	平成 26 年 3 月 25 日
小出第 1 体育館	魚沼市佐梨 1060 番地	体育室	596.00	平成 26 年 3 月 25 日
小平尾研修集会センター	魚沼市小平尾 1752 番地	多目的ホール	129.20	平成 26 年 3 月 25 日
滝之又バイタリティセンター	魚沼市小平尾 4806 番地 1	体育室	600.00	平成 26 年 3 月 25 日
守門開発センター	魚沼市須原 4546 番地 1	大集会室	215.46	平成 26 年 3 月 25 日
守門農村環境改善センター	魚沼市高倉 1415 番地 4	多目的ホール	171.55	平成 26 年 3 月 25 日
大栃山農林会館	魚沼市大栃山 566 番地 1	集会室	159.00	平成 26 年 3 月 25 日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成26年4月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
七葉コミュニティセンター	新発田市三日市 56 番 12 (仮地番)	研修室 A	37.20	平成 26 年 4 月 1 日
		研修室 B	37.20	
		研修室 C (和室)	55.50	
		研修室 D	42.00	
		多目的ホール	266.00	



公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4月11日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(部課長等の専決)		(部課長等の専決)	
<b>第3条</b> 本部長は、前条に定める専決事務について必要がある場合は、新潟県警察本部の部長若しくは課長又は警察署長若しくは警察署の課長以上の職にある者にその一部を専決させることができる。		<b>第3条</b> 本部長は、前条に定める専決事務について必要がある場合は、新潟県警察本部の部長若しくは課長又は警察署長にその一部を専決させることができる。	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
新続 潟条 県例 行関 政係 手	(略)	行関 政係 手 続 条 例	(略)
(略)		(略)	
暴の 力防 団止 員等 にに よ関 るす 不 当法 な律 行関 為係	(1)～(8) (略) (9) 暴対法第28条第1項の規定による離脱希望者その他の関係者に対する援護等の必要な措置を行う旨の決定 (10)～(85) (略)	暴の 力防 団止 員等 にに よ関 るす 不 当法 な律 行関 為係	(1)～(8) (略) (9) 暴対法第28条第1項の規定による離脱希望者その他の関係者に対する援護等の措置を行う旨の決定 (10)～(85) (略)
(略)		(略)	

風適 俗正 営化 業等 等に の関 規す 制る 及法 び律 業関 務係 の	(1)～(8) (略) (9) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認(第20条第10項において準用する場合を含む。) (10)～(42) (略) (43) 風営適正化法第37条第3項の規定による <u>証明書</u> の作成 (44)～(74) (略)	風適 俗正 営化 業等 等に の関 規す 制る 及法 び律 業関 務係 の	(1)～(8) (略) (9) 風営適正化法第9条第1項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認(第20条第10項において準用する場合を含む。) (10)～(42) (略) (43) 風営適正化法第37条第3項に <u>規定する証明書</u> の作成 (44)～(74) (略)
(略)		(略)	
古法 物関 営係 業	(1)～(18) (略) (19) 古物法第22条第2項の規定による <u>証票</u> の作成 (20)～(58) (略)	古法 物関 営係 業	(1)～(18) (略) (19) 古物法第22条第2項に <u>規定する証票</u> の作成 (20)～(58) (略)
(略)		(略)	
警 備 業 法 関 係	(1)～(15) (略) (16) 警備業法第22条第7項の規定による <u>警備員指導教育責任者資格者証の返納の受理</u> (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) 警備業法第23条第5項の規定による <u>合格証明書</u> の返納の受理 (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) 警備業法第42条第3項の規定による <u>機械警備業務管理者資格者証の返納の受理</u> (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条の <u>規定による届出書</u> の受理 (31) (略) (32) (略) (33) (略) (34) 講習等に関する規則第3条第4号の規定による同条第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者としての認定	警 備 業 法 関 係	(1)～(15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条に <u>規定する届出書</u> の受理 (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) 講習等に関する規則第3条第4号の規定による同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者としての認定

	(35) (略)		(32) (略)
	(36) (略)		(33) (略)
	(37) (略)		(34) (略)
	(38) (略)		(35) (略)
	(39) (略)		(36) (略)
	(40) (略)		(37) (略)
	(41) (略)		(38) (略)
	(42) (略)		(39) (略)
	(43) (略)		(40) (略)
	(44) (略)		(41) (略)
	(45) (略)		(42) (略)
	(46) (略)		(43) (略)
	(47) (略)		(44) (略)
	(48) (略)		(45) (略)
	(49) (略)		(46) (略)
不正 正等 アに ク関 セす スる 行法 為律 の関 禁係	(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。)第9条第1項の規定による援助の申出の受理 (2) 不正アクセス禁止法第9条第1項の規定による援助措置の実施 (3) 不正アクセス禁止法第9条第2項の規定による事例分析の実施に係る事務(委託先の決定を除く。) (4) (略)	不正 正等 アに ク関 セす スる 行法 為律 の関 禁係	(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。)第6条第1項の規定による援助の申出の受理 (2) 不正アクセス禁止法第6条第1項の規定による援助措置の実施 (3) 不正アクセス禁止法第6条第2項の規定による事例分析の実施に係る事務(委託先の決定を除く。) (4) (略)
	(略)		(略)
銃取 砲締 刀法 剣関 類係 所 持 等	(1) (略) (2) 銃刀法第4条の3第1項の規定による認知機能検査 (3)～(18) (略) (19) 銃刀法第8条第3項の規定による失効し、又は取り消された許可に係る事項のまつ消 (20)～(63) (略)	銃取 砲締 刀法 剣関 類係 所 持 等	(1) (略) (2) 銃刀法第4条の3第1項に規定する認知機能検査 (3)～(18) (略) (19) 銃刀法第8条第3項の規定による失効し又は取り消された許可に係る事項のまつ消 (20)～(63) (略)
火 薬 類 取 締 法 関 係	(1)～(7) (略) (8) 自動車、軽車両等による運搬に係る火薬又は消費に係る猟銃用火薬類等に関する火薬法第45条の規定による緊急措置等 (9)～(11) (略) (12) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号。以下「火薬法施行令」という。)第2条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理 (13) 火薬法施行令第3条の規定による運搬証明書の返納の受理  (14) 火薬法施行令第4条の規定による都道府県公安委員会との連絡	火 薬 類 取 締 法 関 係	(1)～(7) (略) (8) 自動車、軽車両等による運搬に係る火薬又は消費に係る猟銃用火薬類等に関する火薬法第45条に規定する緊急措置等 (9)～(11) (略) (12) 火薬類の運搬に関する総理府令(昭和35年総理府令第65号)第6条の規定による旧証明書又は第7条の規定による証明書の返納の受理 (13) 火薬類の運搬に関する総理府令第9条の規定による当該公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 (14) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令(昭和

	<p>(15) <u>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「譲渡等府令」という。）第8条の規定による譲渡許可証等の継続記載欄の追加</u></p> <p>(16)～(19) (略)</p>		<p><u>41年総理府令第46号。以下「譲渡等府令」という。）第7条第2項の規定による旧許可証の返納の受理</u></p> <p>(15) <u>譲渡等府令第8条の規定による譲渡許可証等の継続記載欄の追加</u></p> <p>(16)～(19) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>高安 圧法 ガ関 ス係 保</p>	<p><u>高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条の規定による通報の受理</u></p>	<p>高締 圧法 ガ関 ス係 取</p>	<p><u>高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第74条の規定による通報の受理</u></p>
(略)		(略)	
<p>放 射 性 同 位 元 素 等 に よ る 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 法 律 関 係</p>	<p>(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第42条第1項の規定による報告の徴収</u></p> <p>(2) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施</u></p> <p>(3) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第18条の規定による都道府県公安委員会との連絡</u></p> <p>(4) <u>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届出府令」という。）第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第4項の規定による届出受理書の交付</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>放 射 性 同 位 元 素 等 に よ る 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 法 律 関 係</p>	<p>(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条の2の規定による立入検査等の実施</u></p> <p>(2) <u>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届出府令」という。）第2条第1項の規定による届出書の受理及び同条第3項の規定による届出受理書の交付</u></p> <p>(3) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第2条第4項の規定による変更届出書の受理及び同条第5項の規定による変更届出受理書の交付</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第4条の規定による当該公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u></p> <p>(6) <u>放射性同位元素等運搬届出府令第6条の規定による報告の徴収</u></p>
<p>化 律 学 関 兵 係 器 の</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）第3条の4の規定による運搬証明書の返納の受理</u></p>	<p>化 律 学 関 兵 係 器 の</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）第4条の規定による指示内容の通知及び必要な連絡</u></p>

<p>禁止及び特定物質の規制等に関する法</p>	<p>(7) <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第3条の5の規定による都道府県公安委員会との連絡</u></p> <p>(8) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則(平成7年国家公安委員会規則第4号)第4条の規定による運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え</u></p> <p>(9) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第5条の規定による運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付</u></p>	<p>禁止及び特定物質の規制等に関する法</p>	<p>(7) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第5条の規定による運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え</u></p> <p>(8) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第6条の規定による連絡の受理及び必要な指示</u></p> <p>(9) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第7条の規定による運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付</u></p> <p>(10) <u>特定物質の運搬の届出等に関する規則第8条及び第9条の規定による運搬証明書の返納の受理</u></p>
(略)		(略)	
<p>探偵に業関のす業る務法の律適関係</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>探偵業法第13条第2項の規定による身分証明書の作成</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>探偵に業関のす業る務法の律適関係</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>探偵業法第13条第2項に規定する身分証明書の作成</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>道路交通法関係</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付申請の受理</u></p> <p>(8) <u>道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>道交法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消し</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p>	<p>道路交通法関係</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>道交法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p>

<u>(24)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(25)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(30)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(31)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(32)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(33)</u> 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車の制限外牽引の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付	<u>(31)</u> 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車のけん引制限外けん引の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付
<u>(34)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)
<u>(35)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(36)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(37)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(38)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(39)</u> 道交法第75条第9項の規定による車両の使用制限に関する文書の交付及び標章の貼付（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	<u>(37)</u> 道交法第75条第9項の規定による車両の使用制限に関する文書の交付及び標章のちよう付（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）
<u>(40)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)
<u>(41)</u> 道交法第75条の2の2の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出要求	<u>(39)</u> 道交法第75条の2の2の規定による安全運転管理者又は自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求
<u>(42)</u> (略)	<u>(40)</u> (略)
<u>(43)</u> (略)	<u>(41)</u> (略)
<u>(44)</u> (略)	<u>(42)</u> (略)
<u>(45)</u> (略)	<u>(43)</u> (略)
<u>(46)</u> (略)	<u>(44)</u> (略)
<u>(47)</u> (略)	<u>(45)</u> (略)
<u>(48)</u> (略)	<u>(46)</u> (略)
<u>(49)</u> (略)	<u>(47)</u> (略)
<u>(50)</u> (略)	<u>(48)</u> (略)
<u>(51)</u> (略)	<u>(49)</u> (略)
<u>(52)</u> (略)	<u>(50)</u> (略)
<u>(53)</u> (略)	<u>(51)</u> (略)
<u>(54)</u> (略)	<u>(52)</u> (略)
<u>(55)</u> (略)	<u>(53)</u> (略)
<u>(56)</u> (略)	<u>(54)</u> (略)
<u>(57)</u> (略)	<u>(55)</u> (略)
<u>(58)</u> (略)	<u>(56)</u> (略)
<u>(59)</u> (略)	<u>(57)</u> (略)
<u>(60)</u> (略)	<u>(58)</u> (略)
<u>(61)</u> (略)	<u>(59)</u> (略)
<u>(62)</u> (略)	<u>(60)</u> (略)
<u>(63)</u> (略)	<u>(61)</u> (略)
<u>(64)</u> (略)	<u>(62)</u> (略)
<u>(65)</u> (略)	<u>(63)</u> (略)

- (66) (略)
- (67) (略)
- (68) 道交法第99条の6の規定による指定自動車教習所についての検査の実施又は報告若しくは資料の提出の要求
- (69) (略)
- (70) (略)
- (71) (略)
- (72) (略)
- (73) (略)
- (74) (略)
- (75) (略)
- (76) (略)
- (77) (略)
- (78) (略)
- (79) (略)
- (80) (略)
- (81) (略)
- (82) (略)
- (83) (略)
- (84) (略)
- (85) (略)
- (86) (略)
- (87) (略)
- (88) (略)
- (89) (略)
- (90) (略)
- (91) (略)
- (92) (略)
- (93) (略)
- (94) (略)
- (95) (略)
- (96) (略)
- (97) (略)
- (98) (略)
- (99) (略)
- (100) (略)
- (101) (略)
- (102) (略)
- (103) (略)
- (104) (略)
- (105) (略)
- (106) (略)
- (107) (略)
- (108) (略)
- (109) (略)
- (110) (略)
- (111) (略)
- (112) (略)
- (113) (略)

- (64) (略)
- (65) (略)
- (66) 道交法第99条の6の規定による指定自動車教習所についての検査の実施及び報告又は資料の提出の要求
- (67) (略)
- (68) (略)
- (69) (略)
- (70) (略)
- (71) (略)
- (72) (略)
- (73) (略)
- (74) (略)
- (75) (略)
- (76) (略)
- (77) (略)
- (78) (略)
- (79) (略)
- (80) (略)
- (81) (略)
- (82) (略)
- (83) (略)
- (84) (略)
- (85) (略)
- (86) (略)
- (87) (略)
- (88) (略)
- (89) (略)
- (90) (略)
- (91) (略)
- (92) (略)
- (93) (略)
- (94) (略)
- (95) (略)
- (96) (略)
- (97) (略)
- (98) (略)
- (99) (略)
- (100) (略)
- (101) (略)
- (102) (略)
- (103) (略)
- (104) (略)
- (105) (略)
- (106) (略)
- (107) (略)
- (108) (略)
- (109) (略)
- (110) (略)
- (111) (略)



<p>(114) (略)</p> <p>(115) (略)</p> <p>(116) (略)</p> <p>(117) (略)</p> <p>(118) (略)</p> <p>(119) (略)</p> <p>(120) (略)</p> <p>(121) <u>道交法第109条の2の規定による情報の提供及び情報提供事務の委託</u></p> <p>(122) (略)</p> <p>(123) (略)</p> <p>(124) (略)</p> <p>(125) (略)</p> <p>(126) (略)</p> <p>(127) (略)</p> <p>(128) <u>道交法第111条第3項の規定による道路の交通に関する調査結果の通知</u></p> <p>(129) <u>道交法第114条の5第1項の規定による自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(130) <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。)第13条第1項の規定による緊急自動車又は第14条の2の規定による道路維持作業用自動車の指定又は届出の受理</u></p> <p>(131) <u>道交法施行令第40条の2の規定による委託の公示</u></p> <p>(132) <u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。)第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項変更届出の受理</u></p> <p>(133) <u>道交法施行規則第9条の9第1項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習の実施</u></p> <p>(134) <u>道交法施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定</u></p> <p>(135) <u>道交法施行規則第18条の5の規定による審査の実施</u></p> <p>(136) <u>道交法施行規則第22条第2項の規定による運転免許試験の日時、場所の指定及び同条第3項の規定による運転免許試験の日時の再指定</u></p> <p>(137) <u>道交法施行規則第24条第8項の規定による技能試験を行う警察職員の指定</u></p>	<p>(112) (略)</p> <p>(113) (略)</p> <p>(114) (略)</p> <p>(115) (略)</p> <p>(116) (略)</p> <p>(117) (略)</p> <p>(118) (略)</p> <p>(119) <u>道交法第109条の2の規定による情報の提供及びその委託</u></p> <p>(120) (略)</p> <p>(121) (略)</p> <p>(122) (略)</p> <p>(123) (略)</p> <p>(124) (略)</p> <p>(125) (略)</p> <p>(126) <u>道交法第111条第3項の規定による道路の交通に関する調査結果(調査結果の意見の決定を含む。)の通知</u></p> <p>(127) <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定による緊急自動車又は第14条の2の規定による道路維持作業用自動車の指定又は届出の受理</u></p> <p>(128) <u>道路交通法施行令第40条の2の規定による委託の公示</u></p> <p>(129) <u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9第1項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習の実施</u></p> <p>(130) <u>道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定</u></p> <p>(131) <u>道路交通法施行規則第18条の5の規定による審査の実施</u></p> <p>(132) <u>道路交通法施行規則第22条第2項の規定による運転免許試験の日時、場所の指定及び同条第3項の規定による運転免許試験の日時の再指定</u></p> <p>(133) <u>道路交通法施行規則第24条第8項の規定による技能試験を行う警察職員</u> <u>の指定</u></p>
---	--

<p>(138) <u>道交法施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>(139) <u>道交法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知</u></p> <p>(140) <u>道交法施行規則第31条の5第3項の規定による自動車教習所の廃止又は名称等の変更の届出の受理</u></p> <p>(141) <u>道交法施行規則第33条第4項第2号ニの規定による応急救護処置教習指導員の認定</u></p> <p>(142) <u>道交法施行規則第37条の2第2項の規定による命令書の交付</u></p> <p>(143) <u>道交法施行規則第38条第8項第2号の規定による応急救護処置講習指導員の認定</u></p> <p>(144) <u>道交法施行規則第38条第15項の規定による講習終了証明書の交付</u></p> <p>(145) <u>道交法施行規則第38条の2の規定による講習終了証明書の交付</u></p> <p>(146) <u>道交法施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の受理</u></p> <p>(147) <u>道交法施行規則第38条の7第2項の規定による交通情報の提供を行う法人の認定</u></p> <p>(148) (略)</p> <p>(149) (略)</p> <p>(150) (略)</p> <p>(151) (略)</p> <p>(152) <u>運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示</u></p> <p>(153) (略)</p> <p>(154) (略)</p> <p>(155) (略)</p> <p>(156) (略)</p> <p>(157) (略)</p> <p>(158) (略)</p> <p>(159) (略)</p> <p>(160) (略)</p> <p>(161) (略)</p> <p>(162) (略)</p> <p>(163) (略)</p>	<p>(134) <u>道路交通法施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付</u></p> <p>(135) <u>道路交通法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知</u></p> <p>(136) <u>道路交通法施行規則第31条の5第3項の規定による自動車教習所の廃止又は名称等の変更の届出の受理</u></p> <p>(137) <u>道路交通法施行規則第33条第4項第2号ニの規定による応急救護処置教習指導員の認定</u></p> <p>(138) <u>道路交通法施行規則第37条の2第2項の規定による命令書の交付</u></p> <p>(139) <u>道路交通法施行規則第38条第8項第2号の規定による応急救護処置講習指導員の認定</u></p> <p>(140) <u>道路交通法施行規則第38条第15項の規定による講習終了証明書の交付</u></p> <p>(141) <u>道路交通法施行規則第38条の2の規定による講習終了証明書の交付</u></p> <p>(142) <u>道路交通法施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の受理</u></p> <p>(143) (略)</p> <p>(144) (略)</p> <p>(145) (略)</p> <p>(146) (略)</p> <p>(147) <u>運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示</u></p> <p>(148) <u>指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)第9条の規定による指定の取消し理由の通知及び指定の取消しの公示</u></p> <p>(149) (略)</p> <p>(150) (略)</p> <p>(151) (略)</p> <p>(152) (略)</p> <p>(153) (略)</p> <p>(154) (略)</p> <p>(155) (略)</p> <p>(156) (略)</p> <p>(157) (略)</p> <p>(158) (略)</p> <p>(159) (略)</p>
--	--

(164) (略)  
(165) (略)  
(166) (略)  
(167) (略)  
(168) (略)  
(169) (略)  
(170) (略)  
(171) (略)  
(172) (略)  
(173) (略)  
(174) (略)  
(175) (略)  
(176) 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法施行細則」という。)第7条の2第4項の規定による標章の交付  
(177) 道交法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付  
(178) 道交法施行細則第12条の3第1項の規定による申請書の受理  
  
(179) 道交法施行細則第12条の3第2項の規定による教習修了証又は認定証の交付  
(180) 道交法施行細則第20条第5号の規定による臨時に行う運転免許試験の場所の指定  
(181) 道交法施行細則第27条の3の規定による運転免許取得者教育機関の認定書の交付  
(182) (略)  
(183) (略)  
(184) (略)  
(185) (略)  
(186) (略)  
(187) (略)  
(188) (略)  
(189) (略)  
(190) (略)  
(191) (略)  
(192) (略)  
(193) 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)第3条の規定による登録等の通知  
(194) (略)  
(195) (略)  
(196) (略)  
(197) 自動車ターミナル法(昭和34年法

(160) (略)  
(161) (略)  
(162) (略)  
(163) (略)  
(164) (略)  
(165) (略)  
(166) (略)  
(167) (略)  
(168) (略)  
(169) (略)  
(170) (略)  
(171) (略)  
(172) 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)第7条の2に規定する標章の交付  
  
(173) 新潟県道路交通法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付  
(174) 新潟県道路交通法施行細則第12条の3第1項の規定による申請書の受理  
(175) 新潟県道路交通法施行細則第12条の3第2項の規定による教習修了証又は認定証の交付  
(176) 新潟県道路交通法施行細則第20条第5号の規定による臨時に行う運転免許試験の場所の指定  
(177) 新潟県道路交通法施行細則第27条の3の規定による運転免許取得者教育機関の認定書の交付  
(178) (略)  
(179) (略)  
(180) (略)  
(181) (略)  
(182) (略)  
(183) (略)  
(184) (略)  
(185) (略)  
(186) (略)  
(187) (略)  
(188) (略)  
(189) 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)第3条の規定による登録等の通知  
(190) (略)  
(191) (略)  
(192) (略)  
(193) 自動車ターミナル法(昭和34年法

	<p>律第136号) <u>第19条</u>の規定による意見の申述</p> <p>(198) (略)</p> <p>(199) 保管場所法第9条第2項の規定による自動車の運行供用の制限に関する文書の交付及び標章の<u>貼付</u></p> <p>(200) (略)</p> <p>(201) (略)</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) (略)</p> <p>(204) (略)</p> <p>(205) (略)</p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p> <p>(208) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取及び弁明規則」という。)第3条の規定による意見の聴取を主宰する者の指名</p> <p>(209) (略)</p> <p>(210) (略)</p> <p>(211) (略)</p> <p>(212) <u>意見の聴取及び弁明規則第14条第2項の規定による弁明録取者の指名</u></p>		<p>律第136号) <u>第36条第2項</u>の規定による意見の申述</p> <p>(194) (略)</p> <p>(195) 保管場所法第9条第2項の規定による自動車の運行供用の制限に関する文書の交付及び標章の<u>ちよう付</u></p> <p>(196) (略)</p> <p>(197) (略)</p> <p>(198) (略)</p> <p>(199) (略)</p> <p>(200) (略)</p> <p>(201) (略)</p> <p>(202) (略)</p> <p>(203) (略)</p> <p>(204) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取及び弁明規則」という。)第3条の規定による意見の聴取を主宰する者の指名及び<u>第14条第2項の規定による弁明録取者の指名</u></p> <p>(205) (略)</p> <p>(206) (略)</p> <p>(207) (略)</p>
	(略)		(略)
<p>災害対策基本法関係</p>	<p>(1) <u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第48条第2項の規定による防災訓練における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(2) <u>災対法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(3) <u>災対法第76条第2項の規定による通行禁止区域等その他必要な事項を周知させる措置</u></p> <p>(4) <u>災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第20条の2第1項の規定による防災訓練における標示の設置</u></p> <p>(5) <u>災対法施行令第20条の2第2項の規定による防災訓練における回り道の明示</u></p> <p>(6) <u>災対法施行令第20条の2第3項の規定による防災訓練における道路管理者の意見聴取</u></p> <p>(7) <u>災対法施行令第20条の2第4項の規定による防災訓練における関係都道府</u></p>	<p>災害対策基本法関係</p>	<p>(1) <u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(2) <u>災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止区域等その他必要な事項を周知させる措置</u></p>

<p>県公安委員会への通知</p> <p>(8) <u>災対法施行令第20条の2第5項の規定による防災訓練における広報</u></p> <p>(9) <u>災対法施行令第32条第1項の規定による標示の設置</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>災対法施行令第32条第3項の規定による関係都道府県公安委員会への通知</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条の規定による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(15) <u>地震法第32条第2項の規定による訓練時における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(16) <u>大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第11条第1項の規定による標示の設置</u></p> <p>(17) <u>地震法施行令第11条第2項の規定による道路管理者への通知</u></p> <p>(18) <u>地震法施行令第11条第3項の規定による関係都道府県公安委員会への通知</u></p> <p>(19) <u>地震法施行令第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認</u></p> <p>(20) <u>地震法施行令第12条第2項の規定による標章及び証明書の交付</u></p> <p>(21) <u>地震法施行令第18条第1項の規定による標示の設置</u></p> <p>(22) <u>地震法施行令第18条第2項の規定による回り道の明示</u></p> <p>(23) <u>地震法施行令第18条第3項の規定による道路管理者の意見聴取</u></p> <p>(24) <u>地震法施行令第18条第4項の規定による関係都道府県公安委員会への通知</u></p> <p>(25) <u>地震法施行令第19条第2項の規定による訓練時における広報</u></p> <p>(26) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限</u></p> <p>(27) <u>原子力災害対策特別措置法施行</u></p>	<p>(3) <u>災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項の規定による標示の設置</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>災対法施行令第32条第3項の規定による関係公安委員会への通知</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>
---	---

令(平成12年政令第195号。以下「原  
災法施行令」という。)第8条第2項の  
規定により読み替えて適用される災対  
法施行令第32条第1項の規定による標  
示の設置

(28) 原災法施行令第8条第2項の規定  
により読み替えて適用される災対法施  
行令第32条第2項の規定による道路管  
理者への通知

(29) 原災法施行令第8条第2項の規定  
により読み替えて適用される災対法施  
行令第32条第3項の規定による関係都  
道府県公安委員会への通知

(30) 原災法施行令第8条第2項の規定  
により読み替えて適用される災対法施  
行令第33条第1項の規定による緊急通  
行車両の確認

(31) 武力攻撃事態等における国民の保  
護のための措置に関する法律(平成16  
年法律第112号。以下「国民保護法」  
という。)第42条第2項の規定による訓  
練時における歩行者又は車両の通行の  
禁止又は制限

(32) 国民保護法第155条第1項の規定  
による緊急通行車両以外の車両の通行  
の禁止又は制限

(33) 国民保護法第155条第2項におい  
て準用する災対法第76条第2項の規定  
による通行禁止区域等その他必要な事  
項を周知させる措置

(34) 武力攻撃事態等における国民の保  
護のための措置に関する法律施行令  
(平成16年政令第275号。以下「国民  
保護法施行令」という。)第6条の規定  
により災対法施行令第20条の2第1項  
の規定の例によることとされる訓練時  
における標示の設置

(35) 国民保護法施行令第6条の規定に  
より災対法施行令第20条の2第2項の  
規定の例によることとされる訓練時に  
おける回り道の明示

(36) 国民保護法施行令第6条の規定に  
より災対法施行令第20条の2第3項の  
規定の例によることとされる訓練時に  
おける道路管理者の意見聴取

(37) 国民保護法施行令第6条の規定に  
より災対法施行令第20条の2第4項の  
規定の例によることとされる訓練時に  
おける関係都道府県公安委員会への通  
知

<p>(38) <u>国民保護法施行令第6条の規定により災対法施行令第20条の2第5項の規定の例によることとされる訓練時における広報</u></p> <p>(39) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第1項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における標示の設置</u></p> <p>(40) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第2項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における道路管理者への通知</u></p> <p>(41) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第32条第3項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における関係都道府県公安委員会への通知</u></p> <p>(42) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における緊急通行車両の確認</u></p> <p>(43) <u>国民保護法施行令第39条の規定により災対法施行令第33条第2項の規定の例によることとされる国民の保護の措置時における標章及び証明書の交付</u></p>	
--	--

#### 附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

### 公安委員会告示

#### ◎新潟県公安委員会告示第33号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

平成26年4月11日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

- 1 現在の代表者の氏名  
猪股 良二
- 2 変更後の代表者の氏名  
志賀 康則
- 3 変更しようとする年月日  
平成26年4月1日

### 正 誤

平成26年3月31日付け新潟県条例第11号（新潟県県税条例の一部を改正する条例）32ページの「平成26年法律第 号」は、「平成26年法律第4号」の誤り。